

大分県地域産業振興資金特別融資要綱 に基づく資金の融資事務に関する要領

昭和 56 年 4 月 1 日 制定

(趣 旨)

- 1 大分県地域産業振興資金の融資事務に関しては、大分県地域産業振興資金特別融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領（要綱第 6 条第 6 号に定めるやさしさライフビジネス支援資金融資については、同資金に係る要領。）並びに保証協会及び指定金融機関の定めるところによる。

(定 義)

- 2 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(指定金融機関)

- 3 要綱第 3 条第 1 項に掲げる指定金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社大分銀行
- (2) 株式会社豊和銀行
- (3) 大分信用金庫
- (4) 大分みらい信用金庫
- (5) 日田信用金庫
- (6) 大分県信用組合
- (7) 株式会社商工組合中央金庫（低燃費車両等導入融資分以外）
- (8) 株式会社北九州銀行（低燃費車両等導入融資分以外）
- (9) 株式会社福岡銀行（低燃費車両等導入融資分）
- (10) 株式会社西日本シティ銀行

(資金の用途)

- 4 融資の対象となる資金の用途は、直接事業の用に供するものに限るものとし、なお設備資金にあつては、次の各号の要件を充たすものとする。この場合において、組合員に対する転貸を目的とする組合に対する融資に係る資金の用途については、転貸を受けた組合員に本項を適用する。

- (1) 原則として融資決定後に事業に着手し、6 箇月以内に当該事業を完了するものであること。
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 目的外使用、他人への譲渡・貸与及び投機に供されるものでないこと。
- (5) 土地又は建物で、住宅等と併用又は併設されるときは、合理的方法により算定された事業用部分に限ること。

(融資限度額)

- 5 融資限度額の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 当資金の融資残高は、融資種類ごとに要綱別表 1 の融資限度額を超えてはならない。

(2) 中小企業者が組合の組合員である場合は、当該中小企業者の直接の借入額と組合からの転貸額の合計額は、中小企業者に対する融資の限度額を超えることができない。

(融資の選定基準)

6 要綱第6条に規定する融資の選定に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

(1) 削除

(2) 削除

(3) 新エネルギー施設等導入融資 知事が、エネルギーの使用の合理化効果又は電力供給対策に効果があることを認定した新エネルギー施設等導入のために必要な資金。(生産性の向上に資する設備を除く。)

(4) 削除

(5) 削除

(6) 削除

(融資の申込み受付時期)

7 融資の申込みの受付は、常時行うものとする。ただし、当該年度の融資枠の限度を超える場合は、この限りでない。

(融資の申込手続)

8 融資を受けようとする中小企業者等は、大分県地域産業振興資金融資に係る通知書(様式1。ただし、新エネルギー施設等導入融資については、様式1-2。)(以下「通知書」という。)3通に別表に定める書類(以下「関係書類」という。)を添えて、当該中小企業者等の事業所の所在地を管轄する商工会等(組合共同事業に係る融資を受けようとするときは中央会)又は指定金融機関に提出しなければならない。

(経営指導等)

9 商工会等及び中央会は、前項の規定により通知書及び関係書類の提出があったときは、当該融資に関し、事業計画及び資金計画について必要な経営指導を行い、当該通知書1通に決算書及び試算表を添えて指定金融機関に、当該通知書2通に関係書類各1通及び調査意見書(様式10)を添えて速やかに保証協会に送付するものとする。

ただし、指定金融機関に直接通知書及び関係書類の提出があったときは、当該指定金融機関は当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書2通に関係書類各1通を添えて保証協会に送付するものとする。

(融資内容の審査)

10 保証協会は、前項の規定により通知書の送付を受けたときは内容を審査し、適当と認めたものについて保証の決定を行うものとする。

(保証及び融資の決定等)

11 保証及び融資の決定については、次のとおりとする。

(1) 連帯保証人及び担保等の徴求については、保証協会及び指定金融機関の裁量によるものとする。

- (2) 保証協会は、保証に関する決定を行ったときは、その旨を関係商工会等又は中央会に通知するものとする。
- (3) 商工会等又は中央会は、前号の通知を受けたときは、その旨を当該保証に係る融資申込者に通知するものとする。
- (4) 指定金融機関は、融資の決定を行ったときは、その旨を当該融資の申込者に通知するとともに、速やかに融資手続きを行わなければならない。

(債権管理)

12 本資金の融資により生じた債権の管理については、次のとおりとする。

- (1) 指定金融機関は、本資金について延滞等債権の保全上問題となる事態が発生したときは、善良な管理者の注意をもって、その解消に努めなければならない。
- (2) 保証協会は、前号の事態が発生したときは、当該融資に係る保証債務の履行の有無にかかわらず、当該融資を受けた中小企業者等に係る他の保証付融資を含め、指定金融機関及び関係商工会等又は中央会と協力して、速やかにその解消に努めなければならない。

(融資条件の変更)

13 融資条件の変更については、次のとおりとする。

- (1) 融資を受けた中小企業者等は、融資を受けた後、災害、代表者の疾病その他当該融資を受けた中小企業者等の責めに帰することのできない事由により事業の運営に重大な支障が生じたときは、融資を受けた指定金融機関に融資条件の変更を申請することができるものとする。
- (2) 指定金融機関は、融資条件の変更を承認したときは、意見書を付し、当該中小企業者等とともに保証協会に対し保証条件の変更を申請するものとする。
- (3) 保証協会は、前号の申請を受理し、次に掲げる事項を充たしていると認めるときは、保証条件の変更を行うものとする。ただし、要綱第8条で定める融資期間の上限を超える変更をする場合又は融資利率を変更する場合には、あらかじめ知事に保証協会の意見書（様式13）及び次のイ～ニを証する書面を提出の上、同意を得るものとする。

イ 保証条件変更の理由が妥当なものであること。

ロ 事業計画及び資金の償還計画が妥当なものであること。

ハ 一般債権者、取引先、従業員、近親者等の支援が確実なものであること。

ニ 指定金融機関の継続的支援が確実なものであること。

(融資状況の報告)

14 指定金融機関は、毎月の融資状況を融資状況報告書（様式2）により、翌月の10日までに、県に報告しなければならない。ただし、要綱第6条第8号に定める耐震化促進融資については、融資状況報告書（耐震化促進融資）（様式2-2）により報告するものとする。

附 則

この要領は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 7 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

区 分		添 付 書 類
共 通		(1) 信用保証委託契約書（印鑑証明書添付）
		(2) 信用保証委託申込書
		(3) 法人にあつては連帯保証人明細書
		(4) 直近の決算書及び最近の試算表（各2通）
		(5) 法人にあつては商業登記簿の謄本
		(6) 許可・認可関係業種にあつては、当該許可・認可証の写し
		(7) 削除
		(8) 組合にあつては、資金の借入れ決定に関する役員会の議事録の写し
		(9) その他、保証協会及び指定金融機関が必要と認める書類
個 別	機 械 設 備 等 の 購 入	見積書又は仮契約書 カタログ
	土 地 の 取 得	土地売買に係る仮契約書の写し 土地登記簿謄本
	建 物 の 新 築	建物許可関係書類 建物平面図
	新エネルギー施設等導入融資	(1) 要綱第2条第1項第7号から第9号にあつては、知事の認定書（様式5）
		(2) 要綱第2条第1項第13号にあつては、当該設備のカタログの写しやその他メーカー等の証明書など生産性の向上が確認できる書類
	耐 震 化 促 進 融 資	知事の認定書（様式12）
	低 燃 費 車 両 等 導 入 融 資	当該車両のカタログの写しなど国土交通省の定める燃費基準を達成していること等が確認できる書類 （要綱第6条第1項第9号ハに該当する場合は知事の認定書（様式14））
健 康 経 営 事 業 者 融 資 優 良 産 業 廃 棄 物 処 理 業 者 融 資	認定等を受けたことを証する書類の写し	

大分県地域産業振興資金融資に係る通知書

※提出部数 3部
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所
 又は指定金融機関
 (組合にあっては、大分県中
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地

企業名(商号)

代表者氏名

TEL

申込額		企 業 の 概 要					
万円		具 体 的 業 種	取 扱 目				
査 定 額	(記入しないでください) 万円	従業員					
		常用 (役員・ 家族除 く)	人	常用 (役員・ 家族)	人	臨 時 (パート含)	人
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最 近 の 月平均売上	万円		金融機関から の借入金総額	万円	
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ()	最 近 の 月平均費用	万円		1 主な取引金融機関		
		資 産 総 額	万円		2 主な取引先又は親企業		
借 入 希 望 融 資 機 関	(支店)	負 債 総 額	万円		3 事業開始年月		
		資 本 金 (元入金)	万円				
借 入 金 の 使 途	今回計画中の設備の 種類・数量・単価等 新設・増 設・補修 取替の別	金 額		融資の種類 (○をつけてください。)			
		計 万円		1 低燃費車両等導入融資 2 健康経営事業者融資 3 優良産業廃棄物処理業者融資 4 耐震化促進融資 ※2 3の場合、認定等の名称 ()			
運 転 資 金 の 使 途	必要な項目に○をつけてください (1) 商品(材料)仕入資金 (2) 買掛(手形)決済資金 (3) 諸経費支払資金 (4) その他 ()	金 額		資金の必要理由 (具体的に書いてください。)			
		計 万円					
連帯保証人 (詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入してください。)							
氏 名	年 齢	住 所		職 業	申 込 者 と の 関 係	備 考	
		TEL () -					
		TEL () -					
		TEL () -					

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)

大分県地域産業振興資金融資に係る通知書 (新エネルギー施設等導入融資)

※提出部数 3部
 ※提出先 最寄りの商工会、商工会議所
 又は指定金融機関
 (組合にあっては、大分県中
 小企業団体中央会)

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地
 企業名(商号)
 代表者氏名
 TEL

申込額		万円		企 業 の 概 要			
		具 体 的 業 種		取 扱 目			
査 定 額	(記入しないでください)		従業員				
	万円		常用 (役員・ 家族除 く)	人	常用 (役員・ 家族)	人	臨 時 (パート含)
借 入 期 間	年 箇月のうち	最近の 月平均売上	万円		金融機関から の借入金総額	万円	
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る)	最近の 月平均費用	万円		1 主な取引金融機関		
	その他 ()	資 産 総 額	万円				
借 入 希 望 融 資 機 関		負 債 総 額	万円		2 主な取引先又は親企業		
	(支店)	資 本 金 (元入金)	万円				
借 入 金 の 使 途	設備資金	今回計画中の設備の 種類・数量・単価等	新設・増設・ 補修取替の別	金 額	(具体的に記入してください。)		
	運転資金	(必要な項目に○をつけてください。)		金 額			
				計	資金の必要理由		
				計	万円		
生産性の向上に資する設備を導入する場合							
導入する設備							
①生産効率、エネルギー効率、精度等生産性の向上に資する指標名 ()							
②導入する設備の指標の数値 ()							
③導入する設備の旧モデルの指標の数値 ()							
④指標の向上率 ()							
連帯保証人(詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入してください。)							
氏 名	年 齢	住 所		職 業	申 込 者 と の 関 係	備 考	
		TEL () -					
		TEL () -					
		TEL () -					

※この申込書の作成が終わったら、信用保証協会に対する保証申込関係書類(最寄りの商工会議所、商工会、指定金融機関に備えています。)と同一綴にし、他の添付書類とともに上記のところに提出して下さい。

※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)

様式 2

大分県地域産業振興資金融資状況報告書（ 年 月分）

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

指定金融機関名

（担当者氏名 ）

貸出残高状況（総括表）

前月末残高		当月分貸出高		当月中償還高		当月末残高	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円

大分県地域産業振興資金融資状況報告書(年 月分)
(耐震化促進融資)

年 月 日

大分県知事 殿

指定金融機関名

(担当者氏名)

貸出残高状況(総括表)

前月末残高		当月分貸出高		当月分償還高		当月末残高	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円

大分県地域産業振興資金(新エネルギー施設等の導入に係る資金)融資に係る認定書

年 月 日

大分県知事 殿

事業所の所在地
企業名(商号)
代表者氏名

上記資金の融資の申込みに必要であるので、下記設備が、大分県地域産業振興資金特別融資要綱第6条3号の融資対象者であることについて認定願います。

記

新エネルギー施設	施設の名称及び内容	
	上記施設の設置によるエネルギー使用合理化効果	
省エネルギー設備	設備の名称及び内容	
	上記施設の設置によるエネルギー使用合理化効果	
自家発電設備	設備の名称及び内容	
	上記施設の設置によるエネルギー使用合理化効果	

※パンフレット等を添付

上記のとおり相違ないことを認定します。

年 月 日

大分県知事

印

調 査 意 見 書

年 月 日

大分県信用保証協会長 殿

(商工会長
商工会議所会頭
大分県中小企業団体中央会)

このたび、別添のとおり大分県地域産業振興資金の融資の申込みがありましたので、意見を付し送付します。

1 申 込 者

企業名・商号		代表者氏名	
--------	--	-------	--

2 営業の状況（該当すると思われるものに○印を付してください。）

業 況	盛	漸盛	常 態	低 調	衰 退
同業者間の地位(県下・管内)	上 位		中 位		下 位
立地条件	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
将来性	有 望	やや有望	現状維持	やや不安	不 安

3 経営者の状況（該当すると思われるものに○印を付してください。）

健 康 状 態	良	やや良	普 通	病 弱	病臥中
経 営 の 計 画 性	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
係数観念	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
経営に対する熱意	旺 盛	やや旺盛	普 通	やや不足	不 足
信頼性	良	やや良	普 通	やや不足	不 足
経営手腕	良	やや良	普 通	やや劣る	劣 る
世 評	良	やや良	普 通	やや不良	不 良

4 総合意見（資金の必要性、償還の見込み、その他特に必要な事項について記入してください。）

.....

.....

.....

.....

経営指導員名	
--------	--

様式 12

大分県地域産業振興資金(耐震化促進融資)特別融資に係る認定書

年 月 日

大分県知事 殿

事業所の所在地
企業名(商号)
代表者氏名
連絡先(TEL)

上記資金の融資の申込みに必要であるので、下記建築物が、大分県地域産業振興資金特別融資要綱第6条第8号の融資対象者であることについて認定願います。

記

会社等概要	業種	資本金	百万円	従業員数 (常時)	人
対象建築物	建築物の名称				
	所在地				
	用途		建築年月日 (和暦)		
	階数		延べ床面積		
必要性 (該当するものに丸をつける)	①建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震診断の義務化に伴う ア. 耐震診断 イ. 補強設計 ウ. 耐震改修 ※「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」の写しを添付 ※補強設計、耐震改修の場合は、耐震診断結果を添付				
	②その他(下記に必要な理由を具体的に記入) () ※耐震診断の場合は、建築物の登記簿謄本及び知事が必要と認める書類 ※補強設計、耐震改修の場合は、耐震診断結果を添付				
融資を希望する金融機関	銀行 金庫 組合				支店

大分県地域産業振興資金特別融資要綱第6条第8号の融資対象者であることを認定します。

年 月 日

大分県知事

印

(様式13)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

大分県信用保証協会長

県制度資金条件変更意見書

県制度資金の保証条件の変更を行いたいので、意見書を提出します。

記

1 被保証人

住所

氏名・名称

業種

2 保証状況

資金名

当初保証金額

現在残高

融資実行日

融資期間

融資金融機関

3 変更内容

4 意見

地域産業振興資金（低燃費車両等導入融資）に係る認定書

年 月 日

大分県知事 殿

事業所の所在地
企業名（称号）
代表者氏名

下記の内容に係る上記資金の申込みに必要であるので、地域産業振興資金特別融資要綱第6条第1項第9号ハに定める融資対象車両であることについて認定願います。

記

1 本車両導入の目的	
2 メーカー名	
3 車種名	
4 型式	
5 排出ガス性能及び燃費性能に優れ環境負荷の小さい点	

上記のとおり相違ないことを認定します。

年 月 日

大分県知事



注) 上記2～5の内容を証する書類を添付すること。

やさしさライフビジネス支援資金融資要領

平成6年4月1日 制定

(趣 旨)

- 1 大分県地域産業振興資金特別融資要綱（以下「要綱」という。）第6条第7号の規定による、やさしさライフビジネス支援資金の融資事務に関しては、同要綱に定めるもののほか、この要領並びに指定金融機関の定めるところによる。

(定 義)

- 2 この要領において、「やさしさライフビジネス」の意義は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業であって、次の各号に定めるものとする。

(1) 地域社会が必要とする、福祉、環境、趣味、健康、国際交流等の生活領域における社会性のある事業

(2) 過疎地域等における、自然や地域性を活かした事業及び地域の活性化のための事業

(3) 女性や障害者、高齢者、過疎地域の住民等が、自らの起業化により経済的自立を促進する事業及びこれらの者に雇用の場を提供する事業

(4) 特定非営利活動促進法第2条第1項で定める特定非営利活動法人が行う社会貢献度の高い事業

(5) 前各号以外の事業で、生活者の福利向上を目的とする社会性のあるもののうち知事が特に認める事業

(県資金の預託)

- 3 知事は、この制度の目的を達成するために必要な県の資金（以下「県資金」という。）を、知事が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に預託するものとする。

なお、当該資金の額、預託の条件等は、予算の範囲内において知事が別に定めるものとする。

(指定金融機関)

- 4 この要綱に定める融資を行う指定金融機関は、大分県信用組合とする。

(融資対象者)

- 5 融資の対象者は、次の各号に掲げるやさしさライフビジネスの事業者であって、要綱第5条第2号から第5号までの各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に掲げる小規模事業者（常時使用する従業員が20人（商業又はサービス業にあつては5人）以下の会社及び個人をいう。）

(2) 協同出資等の形式で運営される法人化されていない組合又は団体

(3) 前各号以外の事業者で知事が特に認めるもの

(資金の使途)

6 融資の対象となる資金は、直接事業の用に供するものに限るものとし、なお設備資金にあつては、次の各号の要件を充たすものとする。

- (1) 原則として融資決定後に事業に着手し、4箇月以内に当該事業を完了するものであること。
- (2) 原則として新品であり、その性能が優秀なものであること。
- (3) 他の制度資金の融資対象となつたものでないこと。
- (4) 目的外使用、他人への譲渡・貸与及び投機に供されるものでないこと。
- (5) 土地又は建物で、住宅等と併用又は併設されるときは、合理的方法により算定された事業用部分に限ること。

(融資条件)

7 融資の条件は次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|------|-------|
| (1) 融資限度額 | 設備資金 | 500万円 |
| | 運転資金 | 500万円 |

ただし、特定非営利活動法人が国、県及び市町村の補助事業を実施する際の補助対象経費で、補助金が交付されるまでに必要となるつなぎ資金（以下、「特定非営利活動法人つなぎ融資」という。）であり、指定金融機関が補助金の交付が確実と認める場合は融資限度額を設備資金、運転資金の合計で1,000万円とする。

- | | | |
|----------|------|---------------------|
| (2) 融資期間 | 設備資金 | 10年以内（1年以内の据置期間を含む） |
| | 運転資金 | 10年以内（1年以内の据置期間を含む） |

ただし、特定非営利活動法人つなぎ融資にかかる融資期間については1年以内とする。

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| (3) 融資利率 | 融資実行日の大分県信用組合短期プライムレート |
| (4) 返済方法 | 毎月均等返済 |
| (5) 担保及び保証人 | 原則として、連帯保証人は1人以上とし物的担保は徴求しない。 |
| (6) その他 | 前各号以外の融資条件については、指定金融機関の定めるところによる。 |

(融資の申込受付時期)

8 融資の申込みの受付は、常時行うものとする。ただし、当該年度の融資枠の限度を超える場合はこの限りではない。

(融資の申込手続き)

9 融資を受けようとする事業者は、大分県地域産業振興資金に係る通知書（様式1。以下「通知書」という。）2通に事業計画書を添えて、指定金融機関に提出しなければならない。

(融資の決定)

10 指定金融機関は、この要領並びに指定金融機関の定めるところにより審査のうえ、融資の決定を行ったときは、その旨を当該融資の申込者に通知するとともに、通知書及びやさしさライブビジネス支援資金事業者名簿（様式2）を知事に提出しなければならない。

(経営指導等)

- 11 指定金融機関は、当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行うとともに、融資の実行後においても引き続き経営指導を行うものとする。

(債権管理)

- 12 指定金融機関は、本資金について延滞等債権の保全上問題となる事態が発生したときは、善良な管理者の注意をもって、その解消に努めなければならない。

(融資条件の変更)

- 13 融資条件の変更については、次のとおりとする。

(1) 融資を受けた事業者は、融資を受けた後、災害、代表者の疾病、その他当該融資を受けた者の責めに帰することのできない事由により、事業の運営に重大な支障が生じたときは、融資を受けた指定金融機関に融資条件の変更を申請することができる。

(2) 指定金融機関は、前号の申請を受理し、次に掲げる事項を充たしていると認めたときは、融資条件の変更を承認するものとする。ただし、第7条で定める融資期間の上限を超える変更をする場合又は融資利率を変更する場合には、あらかじめ、知事に指定金融機関の意見書(様式4)及び次のイ、ロを証する書面を提出の上、同意を得るものとする。

イ 融資条件変更の理由が妥当なものであること。

ロ 事業計画及び資金の償還計画が妥当なものであること。

ハ 一般債権者、取引先、従業員、近親者等の支援が確実なものであること。

(融資状況の報告)

- 14 指定金融機関は、毎月の融資状況を融資状況報告書(様式3)により、翌月の10日までに県に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

大分県地域産業振興資金融資に係る通知書

※提出部数 2部
 ※提出先 最寄りの
 大分県信用組合

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地

企業名(商号)

代表者氏名

(やさしさライフビジネス支援資金)

TEL

申込額		万円		企 業 の 概 要			
				具 体 的 業 種			取 扱 目
査 定 額	(記入しないでください) 万円			従業員			
				常 用 (役員・ 家族除 く)	人		常 用 (役員・ 家族)
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最 近 の 月平均売上	万円		金 融 機 関 か ら の 借 入 金 総 額	万円	
返 済 方 法	月賦・年賦・半年賦 (均等償還に限る) その他 ()			最 近 の 月平均費用	万円		1 主な取引金融機関 2 主な取引先又は親企業 3 事業開始年月
				資 産 総 額	万円		
借 入 希 望 融 資 機 関	(支店)			負 債 総 額	万円		
				資 本 金 (元入金)	万円		
借 入 金 の 使 途	今回計画中の設備の 種類・数量・単価等	新設・増 設・補修 取替の別	金 額		資金の必要理由 (具体的に書いてください。)		
	計		万円				
必要な項目に○をつけてください		金 額					
(1) 商品(材料)仕入資金 (2) 買掛(手形)決済資金 (3) 諸経費支払資金 (4) その他 ()		計					
連帯保証人 (詳細は信用保証協会所定の連帯保証人明細書に記入してください。)							
氏 名	年 齢	住 所		職 業	申 込 者 と の 関 係	備 考	
		TEL () -					
		TEL () -					
		TEL () -					

※この申込書の作成が終わったら、事業計画書(最寄りの大分県信用組合に備えています。)とともに上記のところに提出して下さい。

※「別添見積書のとおり」などの表現はしないでください。(受付不可)

やさしきライフビジネス支援資金事業者名簿

指定金融機関名

事業主体	名 称			
	所 在 地	電 話		
	区 分	① 会 社 ② 組 合 ③任意団体 ④ 個 人 ⑤ その 他		
代 表 者	氏 名			
	住 所	電 話		
業 種		取 扱 品 目		
開業年月日	年 月 日	従 業 員 数	人	
事 業 の 概 要				
必要な 経 営 指 導	(1) 経営手法 (2) 簿記、会計 (3) 市場情報 (4) 経営情報 (5) その他 () (6) 特になし			
金 融 機 関 特 記 事 項				

※ 事業の概要には、事業の規模、具体的な事業内容、開業までの経緯等を記入してください。

様式 3

大分県地域産業振興資金融資状況報告書（ 年 月分）
（やさしさライフビジネス支援資金）

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

指定金融機関名

（担当者氏名 ）

貸出残高状況（総括表）

前月末残高		当月分貸出高		当月中償還高		当月末残高	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円

(様式4)

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

指定金融機関名

県制度資金条件変更意見書

県制度資金の保証条件の変更を行いたいので、意見書を提出します。

記

1 債務者

住所

氏名・名称

業種

2 融資状況

資金名

当初保証金額

現在残高

融資実行日

融資期間

3 変更内容

4 意見